

## 上場制度総合整備プログラム2007に対応した信用取引制度の整備について

平成19年7月31日  
株式会社東京証券取引所

### I. 趣旨

現在、制度信用取引の対象となる銘柄を選定するための規定では、上場制度上の流動性に係る基準の取扱いを準用し、仮需給である信用取引を制度的に導入するに耐えうるだけの流動性があるかどうかの観点から基準の水準設定を行っております。

当取引所は、制度要綱「上場制度総合整備プログラム2007に基づく上場制度の整備等について」をパブリック・コメントの手続きに付して上場制度の総合的な整備を予定しており、そのなかでは流通市場の流動性等に係る基準、具体的には株主数基準の見直し及び流通株式数基準の導入等が行われることとされております。

そこで、制度的に仮需給を導入するために必要な流動性に係る水準設定を行うという基本観を維持しつつ、上場制度総合整備プログラム2007に基づく市場整備に対応する観点から、信用取引制度について所要の整備を行います。

また、「特設注意市場（仮称）」として市場表示された銘柄については、その目的に鑑みて、当該銘柄の信用取引残高及び信用取引売買比率を毎日公表するなど、信用取引の管理・運営の強化を図ります。

### II. 概要

項目	内容	備考
1. 銘柄選定・選定取消基準 (1) 選定基準 ①流通株式数	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定基準を以下のとおり見直すこととします。</li><li>・ 流通株式数について、以下のとおりそれぞれ一律の水準を定めることとします。</li></ul> 制度信用銘柄：10,000 単位以上の銘柄であるとき 貸借銘柄：20,000 単位以上の銘柄であるとき	<ul style="list-style-type: none"><li>※流通株式数の定義は上場制度上の取扱いを準用します（上場株式のうち、役員が所有する株式、自己株式、上場株式数の10%以上を所有する株主が所有する株式を除いた株式）。</li><li>・ 流通株式数基準の新設に伴い、上場株式数基準の規定を廃止します。</li><li>※現行の上場株式数基準は、以下の水準となっています。</li></ul> 制度信用銘柄：10,000 単位以上 貸借銘柄：20,000 単位以上

項 目	内 容	備 考
②株主数	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主数について、以下のとおりそれぞれ一律の水準を定めることとします。</li> </ul> <p>制度信用銘柄：1,100人以上であるとき 貸借銘柄：1,700人以上であるとき</p>	<p>※現行の株主数基準は、上場制度と同様に上場株式数に応じて所要株主数が逡増する仕組みとなっており、投資単位による優遇措置があります。</p>
(2) 選定取消基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定取消基準を以下のとおり見直すこととします。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>流通株式数基準に係る選定取消しについては、猶予期間（1年間）等を設けることとします。</li> </ul>
①流通株式数	<p>制度信用銘柄：5,000単位に満たない銘柄であるとき 貸借銘柄：10,000単位に満たない銘柄であるとき</p>	<p>※現行の上場株式数基準は、以下の水準となっています。</p> <p>制度信用銘柄：9,500単位未満 貸借銘柄：19,500単位未満</p>
②株主数	<ul style="list-style-type: none"> <li>株主数については、以下のとおりそれぞれ一律の水準とします。</li> </ul> <p>制度信用銘柄：600人未満となった場合 貸借銘柄：1,200人未満となった場合</p>	<p>※現行の選定取消しに係る株主数基準についても上場株式数に応じて所要株主数が逡増する仕組みとなっており、投資単位による優遇措置があります。</p>
2. その他 (1) 特設注意市場として市場表示された銘柄の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>「特設注意市場（仮称）」として市場表示された銘柄については、信用取引残高及び信用取引売買比率を毎日公表するものとします。</li> </ul>	
(2) その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」について、上場規則の準用に係る規定の体系整備を行うなど、その他所要の改正を行います。</li> </ul>	

### Ⅲ. 実施時期

平成19年10月を目途に実施します。

以 上